

千葉県食品衛生検査等事務分掌要領

1 趣旨

この要領は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第29条の規定に基づく食品衛生検査施設及びこれに準じて食品、添加物、器具又は容器包装の検査等を行う施設において、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「施行規則」という。）第37条に基づく検査又は試験（以下「検査等」という。）に関する事務の管理を適正かつ円滑に実施するため、必要な事務分掌を定めるものとする。

2 定義

この要領において用いる主な用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 検査施設を管理する者とは、検査等の総括に係る者をいう。
- (2) 検査部門とは、検査等の実施に係る部門をいう。
- (3) 検査区分とは、検査部門における理化学的検査、微生物学的検査及び動物を用いる検査の各区分をいう。
- (4) 信頼性確保部門とは、検査等の信頼性の確保に係る部門をいう。

3 検査施設を管理する者

- (1) 検査施設を管理する者は、医療衛生部長とする。
- (2) 検査施設を管理する者は、自らの業務をその内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせることができるものとする。
- (3) 検査施設を管理する者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - ア 千葉県食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領2（4）に規定される業務
 - イ その他必要な業務

4 検査部門責任者

- (1) 次の表の第1欄に掲げる検査部門においては、同項の第2欄に掲げる者をそれぞれの検査部門責任者とする。

表

第1欄	第2欄
保健所	保健所長
環境保健研究所	環境保健研究所長

- (2) 検査部門責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - ア 検査部門の業務の総括
 - イ 施行規則第37条の第6号に規定される業務
 - ウ その他必要な業務

5 検査区分責任者

- (1) 次の表の第1欄に掲げる検査部門の同項第2欄に掲げる検査区分においては、同項第3欄に掲げる者を検査区分責任者とする。

表

第1欄	第2欄	第3欄
保健所	理化学的検査（市場・食鳥検査室を除く） 微生物学的検査（ 〃 ） 動物を用いる検査（ 〃 ）	食品安全課長 食品安全課長 食品安全課長
	理化学的検査（市場・食鳥検査室） 微生物学的検査（ 〃 ） 動物を用いる検査（ 〃 ）	市場・食鳥検査室担当課長 市場・食鳥検査室担当課長 市場・食鳥検査室担当課長
環境保健研究所	理化学的検査 微生物学的検査 動物を用いる検査	健康科学課長

(2) 検査区分責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- ア 施行規則第37条第1号及び第7号に規定される業務
- イ その他必要な業務

6 信頼性確保部門責任者

- (1) 信頼性確保部門においては、医療衛生部長を信頼性確保部門責任者とする。
- (2) 信頼性確保部門責任者は、自らの業務をその内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせることができるものとする。
- (3) 信頼性確保部門責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - ア 施行規則第37条の第2号から第5号までに規定される業務
 - イ その他必要な業務

7 業務の兼務又は代理

- (1) 信頼性確保部門責任者は、複数の検査部門において、この要領に規定する当該業務に限り兼務することができるものとする。
- (2) (1)の規定は、検査部門における検査部門責任者及び検査区分責任者についても同様とする。
- (3) 検査等を行う職員にあつては、必要に応じて、検査区分における検査等の業務を兼務することができるものとする。
- (4) 検査部門責任者又は検査区分責任者は、不在の場合その他不測の事態を勘案し、あらかじめ職務代理者を指名することができるものとする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、食品衛生検査等事務分掌に係る必要な事項は、医療衛生

部長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

この要領は、平成21年3月31日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。